

明日の笑顔のために

# にいかわ介護



Vol.13  
2008.10

発行：新川地域介護保険組合  
〒938-0036  
富山県黒部市北新199  
E-mail：[info@niikawakaigo.jp](mailto:info@niikawakaigo.jp)  
TEL (0765) 57-3303  
FAX (0765) 57-3305

サービスの質の向上をめざして

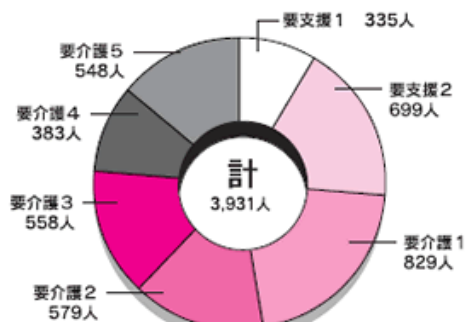
## 介護相談員をご存知ですか？

当組合では4人の介護相談員が介護保険施設や事業所を訪問し、介護サービスに関する相談や要望をお伺いしています。



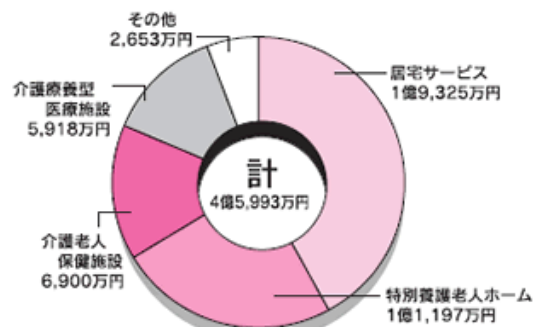
## 介護保険事業の状況

### 認定者数



平成20年8月末現在

### 保険給付の状況

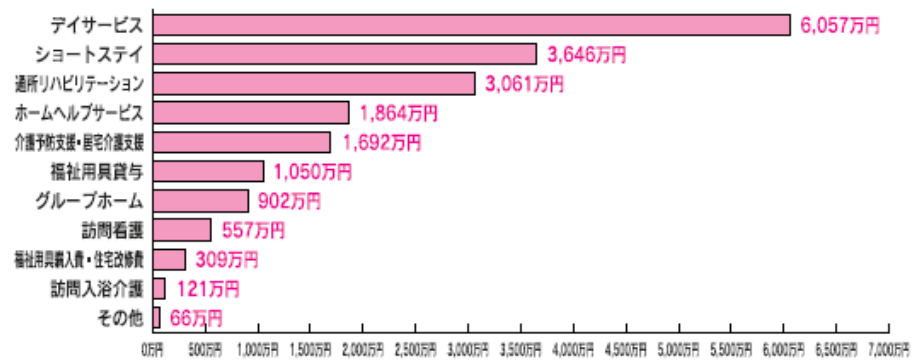


平成20年6月利用分

## サービス利用者数



## 居宅サービス別保険給付費



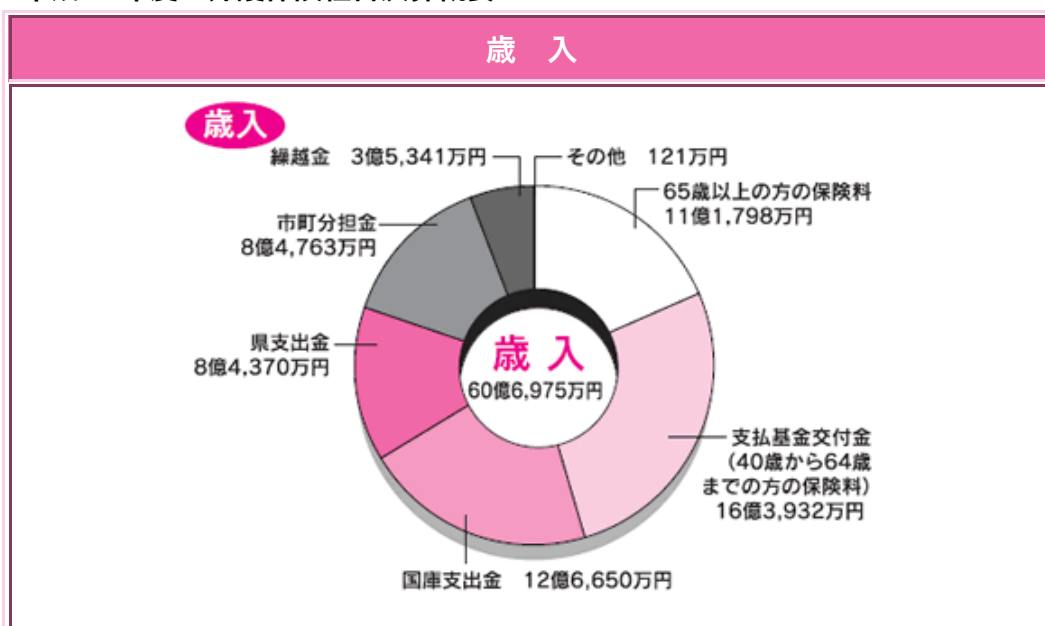


## 平成19年度決算について 保険給付費は年間53億円



平成19年度の組合決算についてその概要をお知らせいたします。  
歳入総額は、60億6,975万円。それに対し、歳出総額は56億8,902万円  
で歳入歳出差引3億8,073万円の黒字決算となりました。

### 平成19年度 介護保険組合決算概要



保険給付費の決算額は、52億8,019万円となり、歳出決算額の92・8%を占め、対前年度比0・5%の増加となりました。

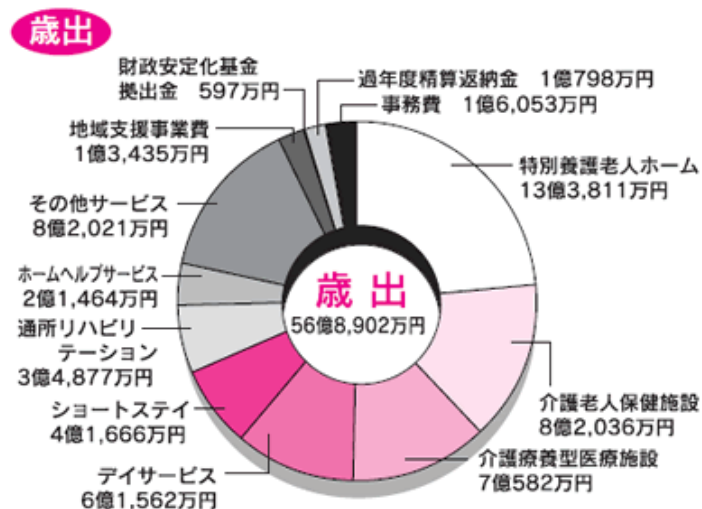
この内訳は、居宅サービス給付費が、21億1,257万円（対前年度比9・4%増）、施設サービス給付費が、28億6,429万円（同4・5%減）、特定入所者介護サービス費は、2億2,304万円（同2・4%減）、高額介護サービス費が、7,310万円（同19・9%減）、審査支払手数料は、719万円（同5・3%増）となりました。

なお、平成18年に創設されました地域支援事業費は1億3,435万円（同21・1%増）となりました。

また、介護サービスの月平均の利用者数は、居宅サービスが、1,975人（前年度と比べ145人、7・9%増）、施設サービスが、945人（同△46人、4・6%減）となり、一人あたりの平均給付額は、居宅サービスが、107万円（同2万円、1・4%増）、施設サービスが、303万円（同額）となりました。

事務費については、前年度とほぼ同額となっております。その他の支出は、財政安定化基金への拠出金、公債費、過年度保険給付費等の返納金です。

## 歳 出



保険給付費に係る負担割合は、保険料が 19 %、支払基金交付金が 31 %、国が 25 %、県と構成市町がそれぞれ 12 ・ 5 %となっています。

市町分担金は、保険給付費と事務費に係る分担金です

## 新川地域介護保険組合の動き (平成20年4月から9月まで)

### 平成20年

- 4. 22 (火) 例月出納検査
- 30 (水) 構成市町担当課長・係長会議
- 6. 2 (月) 組合広報誌(にいかわ介護第12号)発行
- 11 (水) 新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会総会
- 24 (火) 例月出納検査  
平成19年度決算審査
- 7. 11 (金) 副市長・副町長会
- 14 (月) 理事会
- 16 (水) 市町村等介護保険担当課長会議
- 18 (金) 第1回新川地域介護保険事業計画懇話会
- 8. 5 (火) 組合議会8月定例会
- 21 (木) 例月出納検査
- 25 (月) 富山県予防給付ケアマネジメント研修
- 9. 9 (火) 第三者行為求償事務研修会

居宅での暮らしを支える

介護保険サービス

## 住宅改修

入浴やトイレで使う福祉用具については、購入にかかった費用の9割を「福祉用具購入費」として払い戻しが受けられます。

※平成18年4月から事業者指定制度が導入されました。指定を受けていない事業者から購入した場合は支給の対象にはなりませんのでご注意ください。

次の5種類が対象となります。

- ①腰掛便座
- ②簡易浴槽
- ③特殊尿器
- ④移動用リフトの吊り具
- ⑤入浴補助用具

福祉用具購入費の上限は1年間に10万円です。  
(毎年4月1日から1年間/自己負担1割)

# 福祉用具購入

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。（自己負担1割）

※工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか組合の窓口にご相談しましょう。

## 介護保険の対象となる工事

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- 屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります

## 手続きの流れ

### 相談・検討



- 組合の窓口やケアマネジャーに相談します。

### 申請



- 工事を始める前に、組合の窓口に必要な書類を提出し、改修の申請をします。

### 工事・支払い



- 審査結果を受けてから着工します。
- 改修費用をいったん全額自己負担して事業者に支払います。

### 工事完了の手続き



- 工事が完了したら、組合の窓口写真や領収書等を提出し、改修が終わったことを伝えます。

### 払い戻し

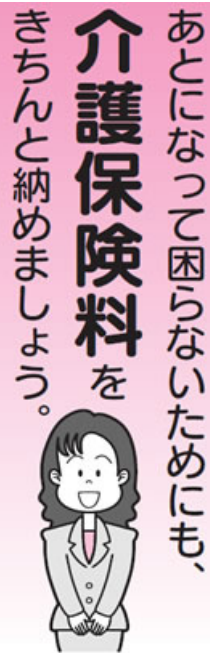


- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、20万円を限度に工事代金の9割（18万円まで）が支給されます。

## 利用限度額（原則1回限り）／20万円まで

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けても使えます。





保険料は、地域に住むすべての高齢者で負担するものです。保険料を納めない人がいれば、その人の分は、結果として、同じ地域に住む他の高齢者の方々がみんなで負担することになってしまいます。

こうしたことのないよう、保険料を納めない人には、以下のような措置が講じられることになっています。

#### 1年以上滞納している場合

介護サービスを利用したときは、費用の1割ではなく全額をいったん自己負担し、申請により払い戻し（9割）を受けることになります。

#### 1年6カ月以上滞納している場合

保険料を完納するまでの間、9割の払い戻しも全部または一部が差し止められます。それでもなお滞納すると、滞納している保険料の額と、差し止めた給付の額とを相殺する場合があります。

#### 2年以上滞納している場合

滞納している期間の長さに応じて、一定期間、保険給付の割合が9割から7割に引き下げられます。高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

### このようなときは、納付書や口座振替による納付になります

本来、年金からの天引き（特別徴収）で介護保険料を納めていただく方でも、一時的に納付書や口座振替による納付（普通徴収）になる場合があります。納め忘れにご注意下さい。

- ・年度の途中で65歳になった方
- ・年度の途中で老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった方
- ・年度の途中で新川地域1市2町以外の市町村から転入してきた方
- ・年金が一時差止めになった方※



特別徴収の対象者として把握される月（年齢到達、転入の月など）のおおむね6カ月後から天引きになります。それまでは、納付書や口座振替で納めます。

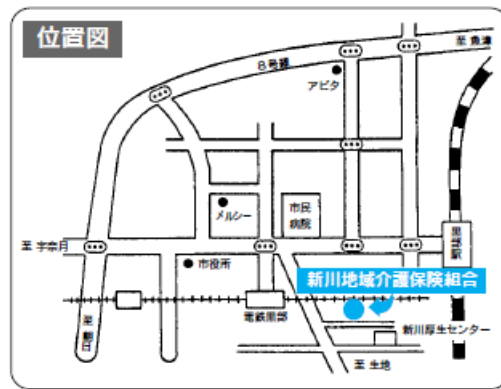
- ・年度の途中で所得段階が変更になった方



保険料が増額になった場合は、年金からの天引きの他に増額分を納付書や口座振替で納めます。

※年金が一時差止めになる場合、社会保険庁への「現況届」の出し忘れが原因であることが多いので、忘れずに提出して下さい。





2008.10 にいわ介護Vol.13 p4

---

[<<戻る](#)